

枚方市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成28年12月27日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	大	西	正	人
同	岩	本	優	祐
同	山	口		勤

1. 監査の対象

(1)対象部課

教育委員会

教育機関

枚方市立殿山第一小学校

〃 山之上小学校

〃 牧野小学校

〃 交北小学校

〃 香陽小学校

〃 招提小学校

〃 樟葉南小学校

〃 磯島小学校

〃 蹉跎西小学校

〃 川越小学校

〃 津田南小学校

〃 菅原東小学校

〃 藤阪小学校

〃 長尾小学校

〃 第一中学校

〃 第四中学校

〃 枚方中学校

〃 招提中学校

〃 杉中学校

〃 蹉跎幼稚園

(2)対象事務

平成 28 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況
(施設及び用地等の維持管理状況を含む。)

2. 監査の期間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 12 月 26 日まで

3. 監査の結果

本年度は小学校 14 校、中学校 5 校、幼稚園 1 園の实地監査を行ったところ、施設の維持管理状況、事務処理状況、備品及び薬品の管理状況については、おおむね良好であると認められたが、一部に留意を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[学校園]

○学校園徴収金事務について

各学校園においては、枚方市立学校園徴収金事務取扱要項に基づき事務の標準化を図るとともに、共通する課題への取組も進められている。

今後も、同要項を適正に運用していくとともに、学校園徴収金事務への教育委員会事務局による支援体制及び事務執行の確認体制をより一層充実させるよう要望する。

○理科薬品の管理状況について

市立小中学校では、理科実験を行うため毒物、劇物、危険物等を含む薬品を保管・管理しているが、今回監査対象とした小中学校において、一部に薬品ごとの保管や在庫確認等に不適正な事例が見受けられた。

今後は、理科薬品について、適正な保管・管理を行うよう要望する。

○施設の管理状況等について

各学校園では、児童・生徒等の安全・安心な学校園の教育環境の確保を図るために、安全対策を考慮した施設の管理等に取り組んでいるが、今回監査対象とした小中学校において、ビオトープ池の安全管理が十分でない事例や、サッカーやハンドボールのゴールポストが固定されていない事例等、安全対策の検討を必要とするものが見受けられた。

また、敷地の使用許可について、一部不適正な事例が見受けられた。

今後は、「学校園の管理運営に関する指針」等に基づき、より一層、安全性に考慮した施設の管理に努めるとともに、施設の使用許可については、使用実態を踏まえ適正に行うよう要望する。

○学校園における事務処理の状況について

各学校園における事務処理については、教育委員会事務局等による指導や助言等の支援が行われているところである。

今後も、教育委員会事務局によるモニタリングの実施などにより、事務職員等への支援を行い、より一層適切な事務執行に努めるよう要望する。

○情報セキュリティに対する取組について

各学校園では、情報セキュリティ対策実施手順書の改定や校園内研修の実施、教育委員会事務局によるモニタリングなど、情報セキュリティ対策が進められているが、外部記録媒体の管理等に一部不適切な事例が見受けられた。

今後も、情報システムの信頼性や安定性を高め、個人情報の保護に努めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を図るよう要望する。